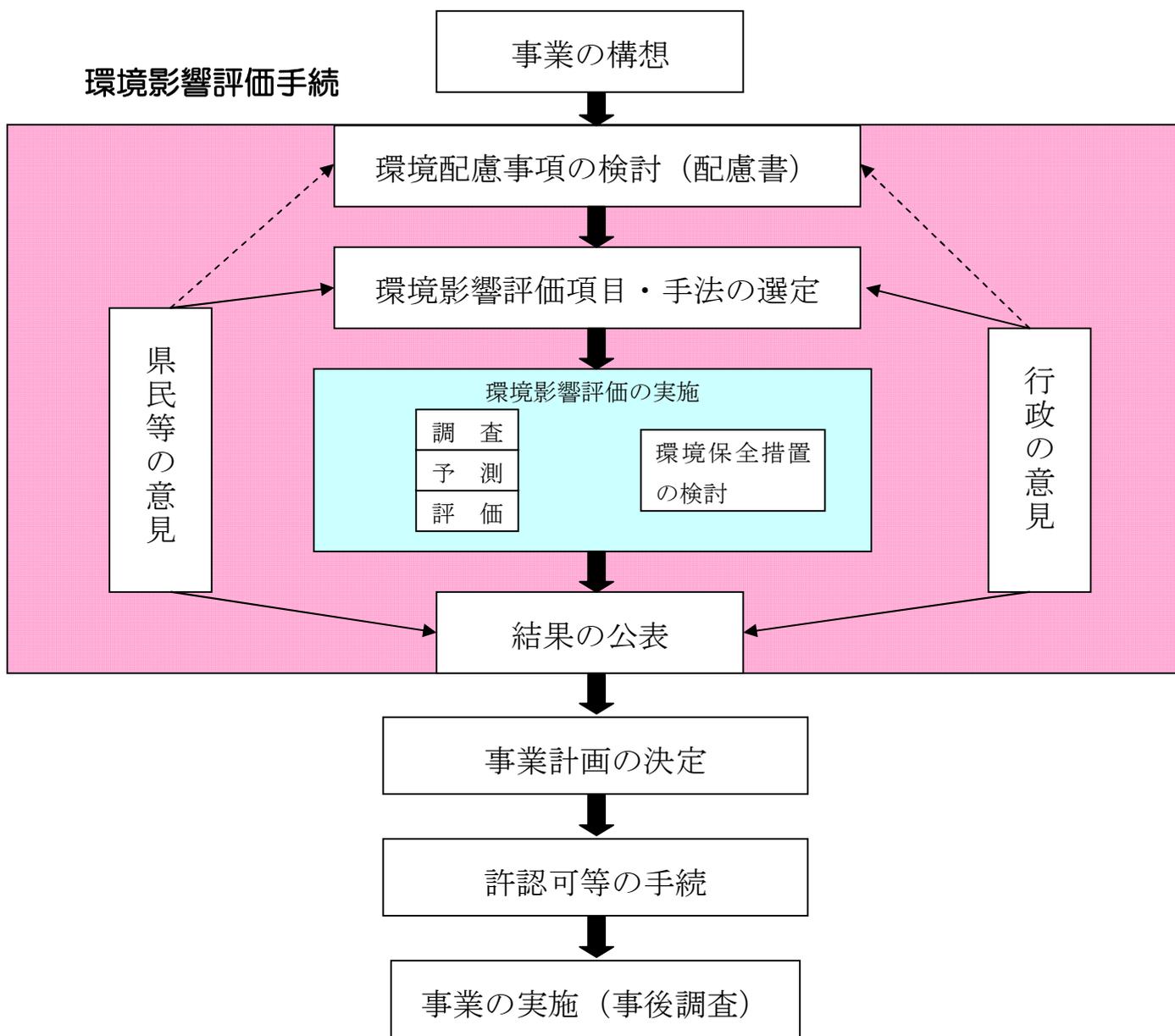


環境アセスメント制度の概要（千葉県）

環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みです。



※ 法対象事業（第1種事業）については配慮書の手続が行われます。（県が行う条例対象事業については千葉県計画段階環境影響評価実施要綱等に基づく手続が行われます）

※ 調査・予測・評価について

- 調査は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
- 予測は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
- 評価は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

千葉県における環境影響評価制度の経緯

千葉県では、昭和55年に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、大規模な開発を行う事業者に対し環境影響評価の実施を指導してきました。

平成9年に「環境影響評価法」が制定されたことなどを契機に制度の見直しを行い、平成10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月12日から条例に基づく新しい制度を運用しています。

環境影響評価制度の体系

環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。

千葉県環境影響評価条例では、環境影響評価法の対象とならない種類・規模の事業に関する環境影響評価手続を定めるほか、公聴会の開催など、環境影響評価法の手続に付加する手続を定めています。

法に基づく制度

法律

環境影響評価法

→環境影響評価に関する手続などを定めています。

政令

環境影響評価法施行令

→環境影響評価法の対象となる事業の規模要件などを定めています。

省令

環境影響評価法施行規則や各主務省令

→環境影響評価手続の細目や環境影響評価の項目・手法に関する指針などを定めています。

条例に基づく制度

条例

千葉県環境影響評価条例

→環境影響評価に関する手続などを定めています。

規則

千葉県環境影響評価条例施行規則

→千葉県環境影響評価条例の対象となる事業の規模要件や環境影響評価手続の細目などを定めています。

環境影響評価の項目・手法等の指針を定める規則（千葉県環境影響評価技術指針）

→環境影響評価の項目・手法に関する指針などを定めています。

細目等

千葉県環境影響評価技術細目

→環境影響評価の項目・手法等の指針を定める規則に関する技術的細目を定めています。

千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料

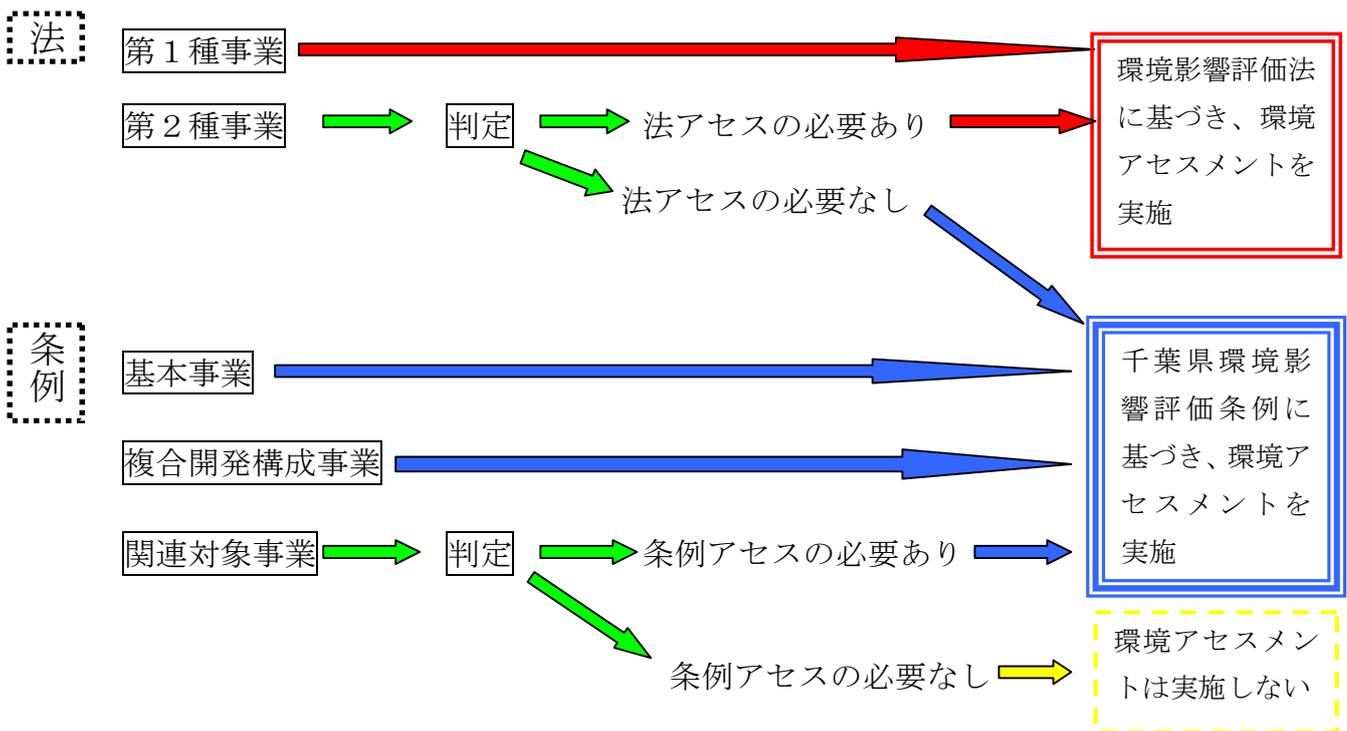
→技術指針及び技術細目の内容を、より具体的に解説したものです。

環境アセスメントの対象となる事業

環境アセスメントの対象となる事業は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の規模以上の事業であり、その種類・規模によって、環境影響評価法の対象になるものと千葉県環境影響評価条例の対象になるものがあります。

事業の種別	環境影響評価法の対象事業	第1種事業	必ず法に基づく環境アセスメントを行う事業です。
		第2種事業	第1種事業よりもやや規模の小さい事業で、法に基づく環境アセスメントを行うかどうか、許認可等権者の判定を受ける事業です。「法に基づくアセスの必要なし」との判定がなされた場合には条例の基本事業となります。
	千葉県環境影響評価条例の対象事業	基本事業	必ず条例に基づく環境アセスメントを行う事業です。
		複合開発構成事業	複数の 面開発事業 (*)が密接に関連し合い一体的に実施されることにより一定の規模以上となる場合には、基本事業の規模に満たない事業でも環境アセスメントの対象となります。
		関連対象事業	基本事業の規模に満たず、法の対象事業や条例の基本事業と密接に関連し一体的に実施される事業(関連事業)で、環境アセスメントを行う必要ありとの知事の判定を受けた事業です。

* **面開発事業**とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地開発事業、レクリエーション施設用地造成事業を指します。



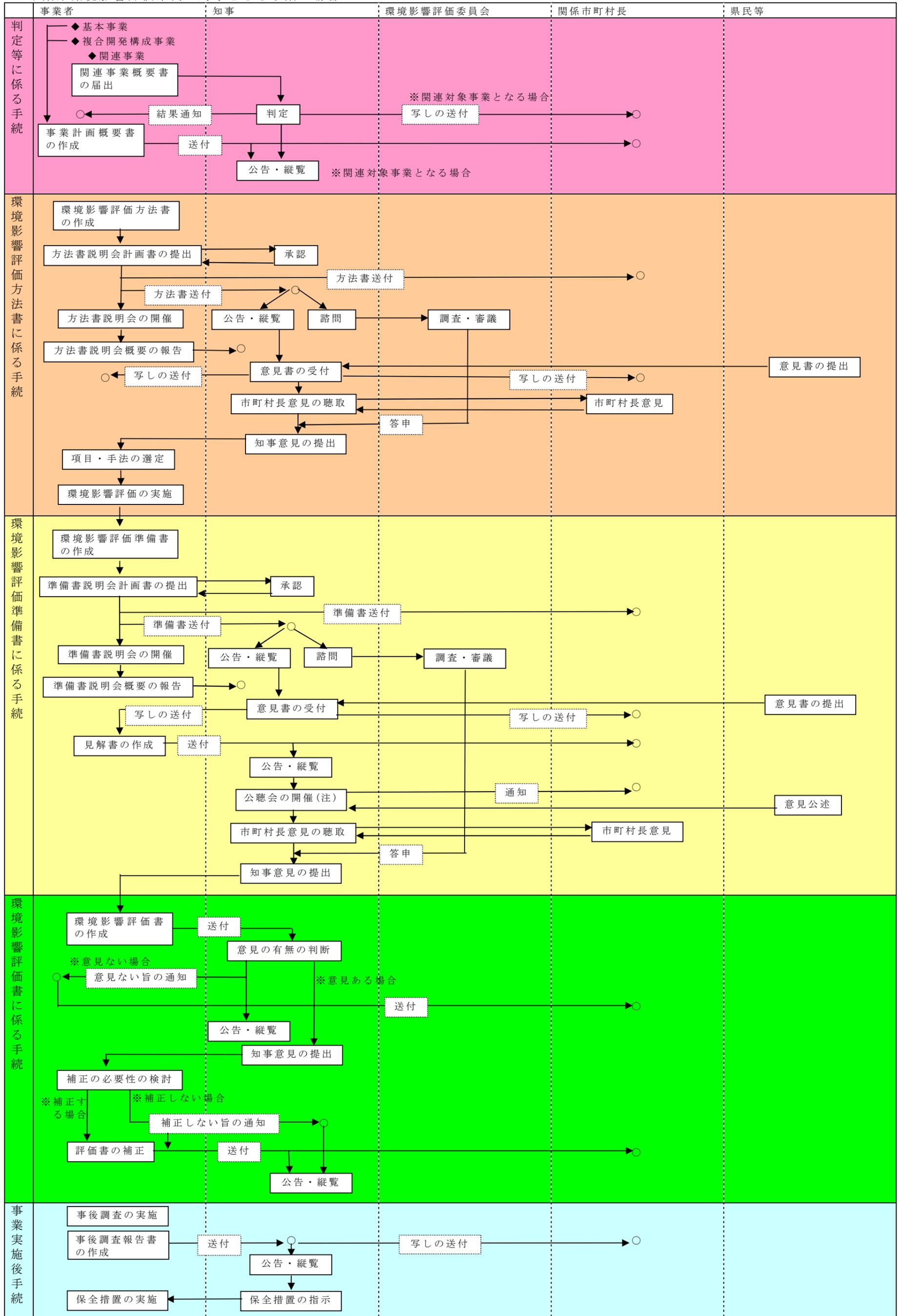
対象事業一覧

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線以上・7.5km～10km
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上・10km～20km
自然公園等の区域内	—	—	2車線以上
2 河川工事			
ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha～100ha	貯水面積 75ha～100ha
堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha～100ha	湛水面積 75ha～100ha
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
放水路	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
モノレール	—	—	長さ 5km以上
軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m	滑走路長 1,875m～2,500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万～3万kW	出力 2.25万～3万kW
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万～15万kW	出力 11.25万～15万kW
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万～1万kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万～1万kW	—
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha～30ha	埋立面積 4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積 50ha超	面積 40ha～50ha	面積 40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (都市計画事業)	面積 75ha～100ha (都市計画事業)	面積 50ha以上 面積 75ha以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
10 工業団地造成事業			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (独)都市再生機構他の事業	面積 75ha～100ha (独)都市再生機構他の事業	面積 50ha以上 面積 75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha以上
ゴルフ場(新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場(増設)	—	—	9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	—	—	排水量 1万m ³ /日以上 又は燃料使用量 20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	—	—	敷地面積 15ha以上 又は計画処理人口 20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
溶融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	—	—	採取場面積 30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内	—	—	埋立面積 10ha以上
自然公園等の区域外	—	—	埋立面積 40ha以上

(注) この表は、環境影響評価法施行令別表第1及び千葉県環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものです。詳しくはそれぞれの規定を御覧ください。

環境アセスメントの手の続の流れ

千葉県環境影響評価条例の対象となる事業の場合



(注) 公聴会は必要に応じて開催します。

判定等に係る手続

- ◇関連事業を行おうとする事業者は、関連事業の計画の概要を記載した関連事業概要書を知事に届け出ます。
- ◇知事は、当該関連事業について、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を行い、その結果を事業者に通知します。
- ◇知事は、手続を行う必要があるとの判定をした場合には、その旨を公告し、関連事業概要書を環境影響評価方法書の縦覧開始までの間一般の縦覧に供します。
- ◇基本事業・複合開発構成事業を行おうとする事業者は、環境影響評価方法書を知事に送付する30日前までに、事業計画の概要を記載した事業計画概要書を作成し、知事と地元市町村長に送付します。
- ◇知事は、送付を受けた旨を公告し、事業計画概要書を、環境影響評価方法書の縦覧開始までの間一般の縦覧に供します。

環境影響評価方法書に係る手続

- ◇事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法について記載した環境影響評価方法書を作成し、方法書の内容の周知のために開催する方法書説明会の計画について知事の承認を受けた上で、知事と関係市町村長に送付します。
- ◇知事は、送付を受けた旨と事業者の開催する方法書説明会の予定を公告し、方法書を公告の日から30日間一般の縦覧に供します。
- ◇事業者は、公告の日の翌日から縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用により方法書の公表を行います。
- ◇方法書について意見を有する者は、縦覧期間（30日（間））+15日の間に知事に対して意見書を提出でき、知事は、提出された意見書の写しを事業者と関係市町村長に送付します。
- ◇知事は、関係市町村長の意見を聴いた上で、県民等から提出された意見に配慮しつつ、一定の期間内に、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べます。知事意見の形成に当たっては、学識経験者で構成する環境影響評価委員会の意見を聴きます。 ※知事意見提出期間：県民等からの意見提出期間満了後90日以内
- ◇事業者は、方法書に対して述べられた知事意見を尊重して、規則で定める指針に基づき、環境影響評価の項目・方法を決定し、環境影響評価を実施します。

環境影響評価準備書に係る手続

- ◇事業者は、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書を作成し、準備書の内容の周知のために開催する準備書説明会の計画について知事の承認を受けた上で、知事と関係市町村長に対し事業の許可申請の前までにこれを送付します。
- ◇知事は、送付を受けた旨と事業者の開催する準備書説明会の予定を公告し、準備書を公告の日から30日間一般の縦覧に供します。
- ◇事業者は、公告の日の翌日から縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用により準備書の公表を行います。
- ◇準備書について意見を有する者は、縦覧期間（30日（間））+15日の間に知事に対して意見書を提出でき、知事は、提出された意見書の写しを事業者と関係市町村長に送付します。
- ◇事業者は、県民等の意見に対する見解を記載した見解書を作成し、知事と関係市町村長に送付します。
- ◇知事は、送付を受けた旨を公告し、見解書を公告の日から15日間一般の縦覧に供します。
- ◇知事は、県民等の意見を更によく聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
- ◇知事は、関係市町村長の意見を聴いた上で、県民等から提出された意見や公聴会で述べられた意見に配慮しつつ、一定の期間内に、準備書について環境の保全の見地からの意見を述べます。知事意見の形成に当たっては、学識経験者で構成する環境影響評価委員会の意見を聴きます。 ※知事意見提出期間：見解書受理後（県民等からの意見がない場合は意見提出期間満了後）120日以内

環境影響評価書に係る手続

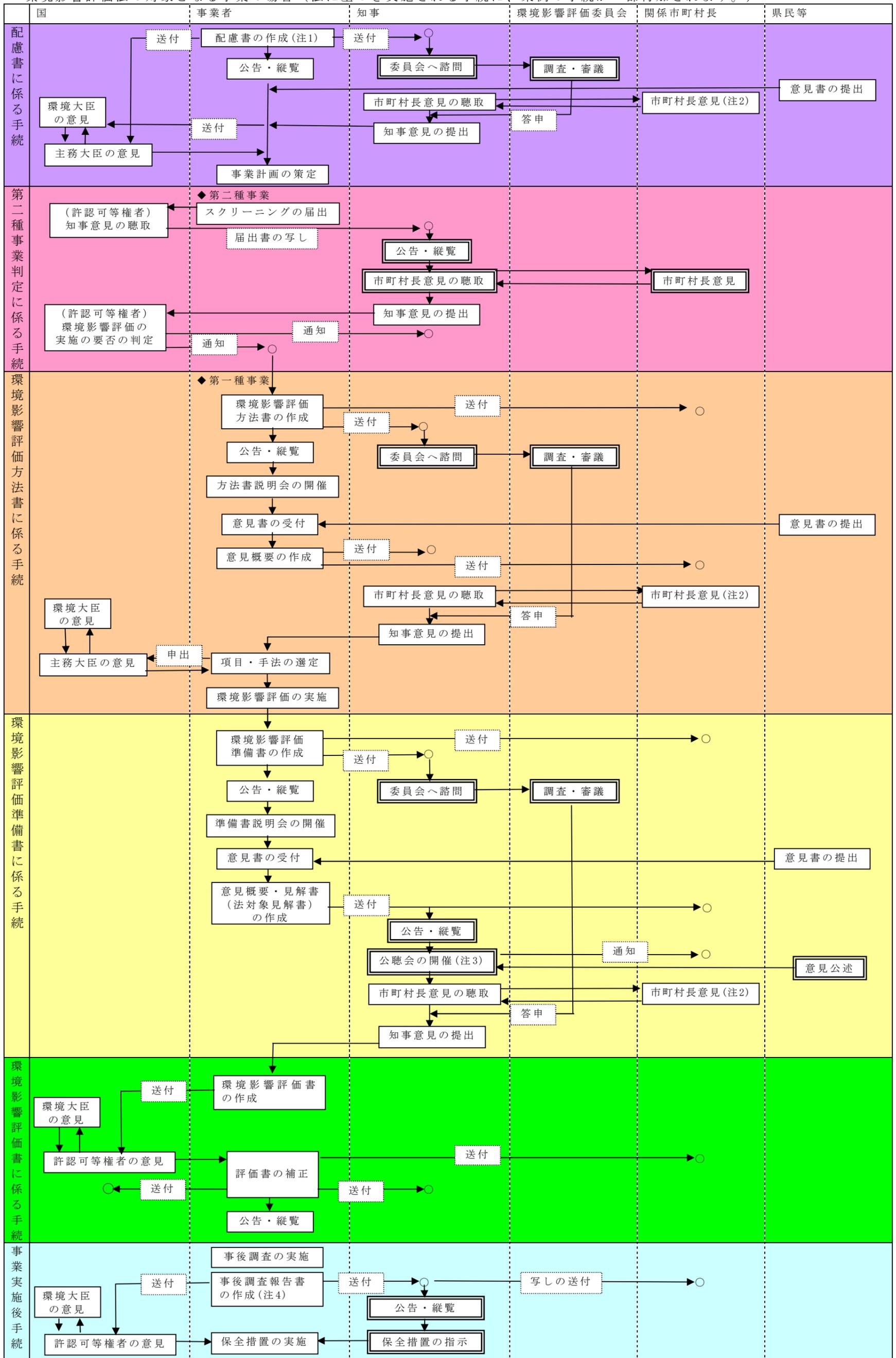
- ◇事業者は、準備書に対して述べられた知事意見を尊重して準備書の記載内容に検討を加え、再度手続を実施する必要がある場合以外は、準備書の記載内容を修正した環境影響評価書を作成し、知事に送付します。
- ◇知事は、評価書の内容を審査し、更に意見を述べるか、意見を述べる必要がない旨を通知します。
- ◇事業者は、知事意見がない旨の通知を受けた場合は、評価書を関係市町村長に送付します。知事から更に意見が述べられた場合には、知事意見を尊重して評価書を補正する必要があるかどうかを検討した上で、補正の必要がないと判断したときは知事にその旨を通知するとともに関係市町村長に評価書の送付を、補正の必要があると判断したときは評価書に所要の補正を加えた上で知事と関係市町村長に補正後の評価書の送付を行います。
- ◇知事は、送付を受けた旨を公告し、評価書を公告の日から15日間一般の縦覧に供します。
- ◇事業者は、公告の日の翌日から縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用により評価書の公表を行います。

事業実施後手続

- ◇事業者は、評価書に記載した事後調査の計画（監視計画）に従い事後調査を実施し、事後調査報告書を知事に提出します。
- ◇知事は、提出を受けた旨を公告し、事後調査報告書を公告の日から15日間一般の縦覧に供します。
- ◇事業者は、公告の日の翌日から縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用により報告書の公表を行います。
- ◇知事は、報告書の内容を検討し、事業者に対し環境の保全のために必要な措置を指示することができます。

環境アセスメントの手続の流れ

環境影響評価法の対象となる事業の場合（法に基づき実施される手続に、条例の手続が一部付加されます。）

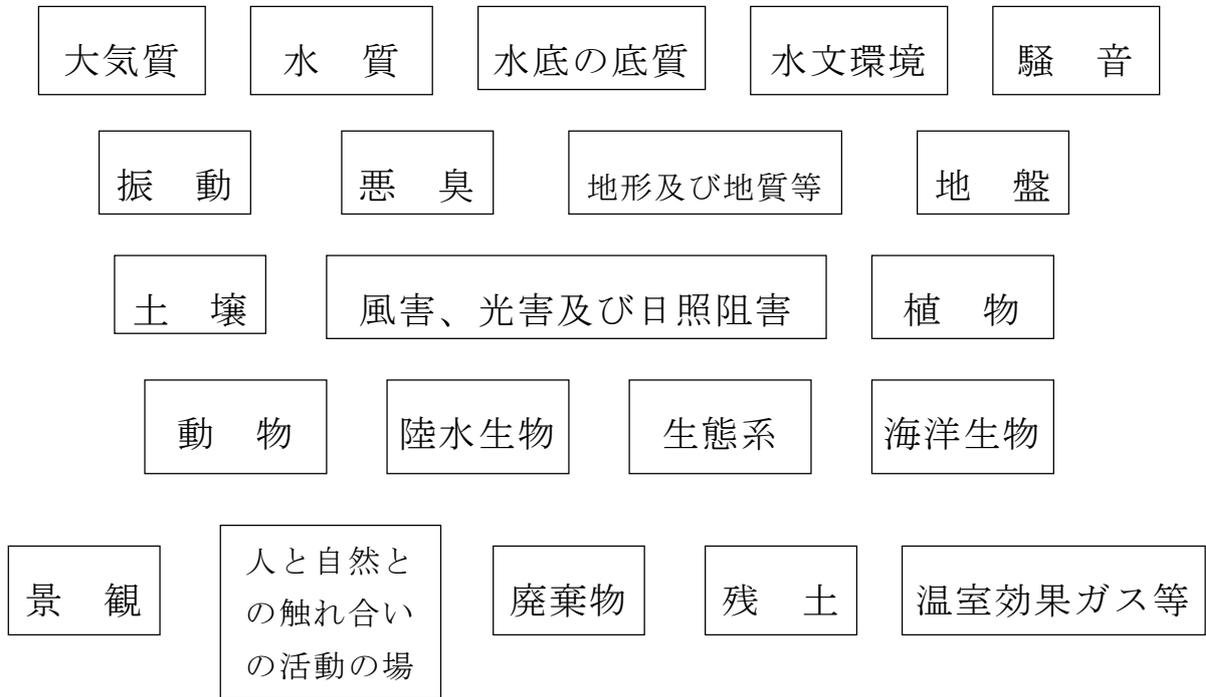


【凡例】 ① [] は、環境影響評価法に基づく手続 ② [] は、条例で付加される手続

- (注1) 配慮書の作成について第1種事業は義務、第2種事業は任意となります。また、配慮書の案の段階で知事に意見を求める場合は、まず県民等に意見を求め、当該意見の概要及びその見解を記載した書類を添えて知事に送付することになります。
- (注2) 配慮書、方法書及び準備書の手続において、事業の影響が千葉市内のみに収まる場合、千葉市長は直接事業者等に意見を述べることになります。
- (注3) 公聴会は必要に応じて開催します。(注4) 工事実施中に係る報告書は法に基づく手続、供用開始後に係る報告書は条例で付加される手続になります。

環境影響評価の項目

方法書の手続などを経て、以下の項目の中から必要と認められるものを選定し、調査・予測・評価を行います。環境影響評価法の適用を受ける事業については一部異なります。



関係図書の縦覧について

方法書や準備書などの図書は、県庁舎や関係市町村の庁舎で縦覧され、縦覧期間中は誰でも見ることができます。また、公告の日の翌日から縦覧期間中、事業者によってインターネットの利用による図書の公表が行われます。なお、縦覧の日時・場所などについての情報は、それぞれの事業ごとに、千葉県報や市町村広報紙に掲載されます。

環境の保全の見地からの意見書の提出について

方法書と準備書に対しては、誰でも、環境の保全の見地からの意見を記載した書面を提出することができます。意見書の提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 意見書の様式は、特に定められておりません。
 - (2) 意見書には、次の事項の記載が必要です。
 - ①氏名・住所（法人などの団体が意見書を提出する場合には、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）
 - ②意見書の提出の対象となっている方法書や準備書の名称
 - ③方法書や準備書についての環境の保全の見地からの意見
 - (3) 意見の内容は、環境の保全の見地からのものに限られます。また、意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載する必要があります。
 - (4) 意見書の提出期間は、方法書・準備書ごとに限られております。意見書の提出期間や提出先は、それぞれの事業ごとに、千葉県報や市町村広報紙に掲載されます。
- ※配慮書についても意見が求められた場合に、意見書の提出を行うことができます。

公聴会について

準備書に対して知事が意見を述べるに当たり、公聴会を開催する場合があります。公聴会においては、誰でも、環境の保全の見地からの意見を公述することができます。公聴会の開催日時や公述の申出方法、公述人の選定方法などの情報は、それぞれの事業ごとに、千葉県報や市町村広報紙に掲載されます。

都市計画に定められる事業等に関する手続の特例

環境アセスメントの対象となる事業が都市計画法の規定により都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が、事業者に代わって環境影響評価を行うとともに、関係図書の縦覧や意見書の受付などのアセスメント手続の一部を都市計画決定手続と併せて行います。

港湾計画に関する手続の特例

250ha以上の埋立て・掘込みを伴う港湾計画の決定・変更がなされる場合には、計画段階での環境アセスメント（港湾環境影響評価）が行われます。港湾環境影響評価の手続は、方法書の手続が省略されるなど、簡略化されたものとなっています。

千葉市内で実施される事業

千葉市内のみで実施される事業には、原則として、本条例は適用されず、千葉市環境影響評価条例が適用されます。

このパンフレットは、千葉県における環境影響評価制度の概略を記載したものです。
詳しくは、下記へお問い合わせください。

千葉県環境生活部 環境政策課 環境影響評価・指導班	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL 043(223)4135, 4138 FAX 043(222)8044 電子メールアドレス eia_chiba@mz.pref.chiba.lg.jp
---------------------------------	--